

令和4年5月25日開会

令和4年5月25日閉会

令和4年

第3回臨時会会議録

小豆島町議会

# 令和4年第3回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和4年第3回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月18日

小豆島町長 大江 正彦

## 記

- 期 日 令和4年5月25日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
  - 専決処分の報告について  
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
  - 小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について
  - 小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
  - 副町長の選任につき同意を求めることについて
  - 竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約について
  - 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について
  - 塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約について
  - 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）

---

開 会 令和4年5月25日（水曜日）午後1時28分

閉 会 令和4年5月25日（水曜日）午後2時09分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	5月25日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	谷 康 男	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	中 松 和 彦	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	谷 本 静 香	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	入 倉 哲 也	○
高 齢 者 福 祉 課 長	中 島 有 紀	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○
建 設 課 長	守 山 和 利	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
会 計 管 理 者	古 郷 信 子	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二  
書 記 竹 田 恭 平

議事日程

別 紙 の と お り

## 令和4年第3回小豆島町議会臨時会議事日程

令和4年5月25日（水）午後1時28分開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第7号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)

第4 議案第47号 小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の  
一部を改正する条例について (町長提出)

第5 議案第48号 小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例  
の一部を改正する条例について (町長提出)

第6 議案第49号 副町長の選任につき同意を求めることについて (町長提出)

第7 議案第50号 竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約に  
ついて (町長提出)

第8 議案第51号 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について (町長提出)

第9 議案第52号 塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約について (町長提出)

第10 議案第53号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第2号) (町長提出)

開会 午後1時28分

○議長（中松和彦君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定したもので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和4年小豆島町議会第3回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会では、専決処分報告1件、条例案件2件、人事案件1件、契約案件3件、補正予算1件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分にご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（中松和彦君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午後1時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中松和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、3番河井修議員、4番川井茂議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、報告第7号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第7号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会にご報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（谷本静香君） 報告第7号専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案の2ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額を定め、和解することにつき専決処分したものでございます。

1ページおめくりいただきますと、専決処分書でございます。

令和4年3月18日に安田甲472番地の1地内、安田小学校の敷地内で生じた公用車の接触事故につきまして、4月28日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

項目1の相手方につきましては、小豆島町内在住の個人でございます。

項目2の和解の内容につきましては、(1)にお示ししておりますとおり、損害賠償金といたしまして23万8,095円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が、町村会の保険で賄われております。

事故の概要につきましては、卒業式に公務参加しました職員が駐車場を退場するため後進していた際、駐車場内の相手方車両に接触したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（中松和彦君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第47号 小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第48号 小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第4、議案第47号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第48号小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第47号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

また、議案第48号も同様の理由によりまして、小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第4、議案第47号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 議案第47号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の4ページをご覧ください。

本条例につきましては、先ほど町長も申しましたように、所得税法の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、本町条例が引用している租税特別措置法の規定について項ずれ等が生じたので、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

町税の特別措置条例第2条におきまして、条文3行目下線部分について改正前の第3項を第4項に、第2項を第3項に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第5、議案第48号小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 議案第48号小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集は6ページになります。

先ほど議案第47号でご説明いたしました同様の理由により、本条例で引用している租税特別措置法及び同法施行令の規定について項ずれ等が生じたため、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申します。

固定資産税の課税免除に関する条例第2条におきまして、条文5行目から7行目の下線部分について改正前の第3項を第4項に、第2項を第3項に改め、11行目の項の後ろに第1号を加えるものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号小豆島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第49号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（中松和彦君） 次、日程第6、議案第49号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

谷本総務課長は退席をお願いします。

〔総務課長 谷本静香君 退場〕

○議長（中松和彦君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第49号副町長の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、松尾俊男前副町長が令和4年5月10日をもって退任したことから、地方自治法第162条に基づき、本町職員の参事兼総務課長谷本静香を令和4年6月1日から副町長として新たに選任しようとするものでございます。

経歴は、議案書に掲載のとおりでございますが、その行政手腕、またこれまで職務で築き上げてまいりました住民や職員との信頼関係は、副町長として適任であると考えますので、ぜひともご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 任期についてはどのようになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 6月1日から4年間でございます。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第49号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号副町長の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

谷本総務課長は着席をお願いします。

〔総務課長 谷本静香君 入場〕

~~~~~

日程第7 議案第50号 竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約  
について

○議長（中松和彦君） 次、日程第7、議案第50号竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第50号竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（守山和利君） 議案第50号竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約につきましてご説明いたします。

上程議案集10ページをお開きください。

提案理由は、竹生漁港泊地内の静穏度が確保できないことから、物揚げ場への係船に支障を来しております。そのため、既設の防波堤の沖に防波堤を建設する工事でございます。

予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的は竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事で、一般競争入札による契約でございます。契約金額は1億1,385万円で、契約の相手方は香川県小豆郡小豆島町当浜の田村石材株式会社代表取締役田村樹雄でございます。

11ページをお開きください。

工事の概要です。工事名、契約金額、落札業者は、先ほどご説明したとおりです。工期は、町の指定する日から令和4年10月31日までです。工事概要は、防波堤70メートルを建設するため基礎工を76メートル、本体工と上部工を70メートル施工するものです。入札業者は、田村石材株式会社と株式会社竹本組でした。

次に、12ページの図面をご覧ください。

左上の図面は竹生漁港の平面図です。左右の防波堤の沖に防波堤を建設するものです。

図面中央の標準断面図をご覧ください。令和3年度に地盤改良とブロック製作を完了しており、今回施工する範囲が赤色の部分となります。基礎捨て石を敷きならした上にブロックを据え付け、中詰め石を投入し、上部にコンクリートを打設いたします。また、ブロックの外海側に波で基礎が洗掘されないように被覆捨て石を設置いたします。令和5年度に上部工を施工し、完了する予定です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○12番（安井信之君） 予定価格と入札価格を教えてください。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（守山和利君） 予定価格は、税込みで1億1,605万円です。

田村石材が税抜きで1億350万円、竹本組が1億480万円です。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第51号 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について

○議長（中松和彦君） 次、日程第9、議案第51号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第51号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 議案第51号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の13ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格700万円を超える塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約締結のため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約であり、可燃ごみ及び不燃ごみの収集業務を委託しております株式会社小豆島クリーンサービスに貸し出す車両を新たに購入するものでございます。契約の方法は指名競争入札による契約で、契約金額は791万7,350円、契約の相手方は小豆島町安田甲144番地144、株式会社星城モータース代表取締役森下素博でございます。

1ページをめくっていただいて、14ページをお願いいたします。

塵芥収集車の概要はご覧のとおりでございます。購入する車両は3トンのパッカー車で、積荷の容量は5立方メートルのものでございます。納期につきましては、荷台部分の工場製作に相当の期間を要することを考慮して、本年度末としております。入札業者につきましては、4月27日に入札を執行する旨通知した10者のうち、ご覧の9者が応札をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○12番（安井信之君） 先ほどと同じように入札価格と予定価格、それと半導体などが不足しているということで、車体価格とかそういうふうな部分での変動を考慮に入れたのか、その辺どんなかなというふうなことを教えてほしいです。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 予定価格につきましては、税込みで992万2千円でございます。

応札いただいた金額につきましては、星城モータースさんが税抜きで720万150円となっております。

上から、カーサービス三木が725万1,750円、有限会社サキヤマモータースが722万150円、有限会社ソラノモータースが733万5,150円、有限会社中川サービスが723万4,150円、小豆島マツダ株式会社が726万9,434円、有限会社宮山モータースが721万5,150円、株式会社池田モータースが726万5,150円、有限会社山本自動車商会在が724万5,150円でございます。

価格の決定に対しましては、業者のほうから見積りをいただいたものを参考にして決定しておりますので、半導体等のことは考慮はあまりしておりません。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第52号 塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約について

○議長（中松和彦君） 次、日程第10、議案第52号塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第52号塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 議案第52号塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の15ページをお願いいたします。

本案につきましても、先ほどの塵芥収集車購入事業の物品購入契約と同様に、予定価格700万円を超える物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約であり、新たに整備しております一般廃棄物最終処分場で使用する油圧ショベル、いわゆるバックホーを購入するものでございます。契約の方法は指名競争入札による契約で、契約金額は993万3千円、契約相手は小豆島町安田甲144番地153、小豆島マツダ株式会社代表取締役小島一太でございます。

次のページに油圧ショベルの概要をお示ししております。

機械質量は1万2,400キログラム、バケットの容量は0.5立方メートルで、現在の徳本処分場で使用している重機とほぼ同じ大きさのものでございます。5月16日に入札を執行し、入札参加業者は有限会社マルナカ建機サービス、小豆島マツダ株式会社、有限会社ヤスイの3者でございます。納期は令和4年9月末を予定しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） 先ほどと同様に見積価格と入札価額をお知らせ願いたいと思います。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） この重機の予定価格につきましては、税込みで1,398万1千円でございます。

入札いただいた金額は税抜きで、有限会社マルナカ建機サービスが1,280万円、小豆島

マツダ株式会社が903万円、有限会社ヤスイが1,050万円でございます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようでありますから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第53号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（中松和彦君） 次、日程第11、議案第53号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第53号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は1億1,117万9千円でございます。

補正の内容といたしましては、民生費8,171万8千円、衛生費2,946万1千円となっております。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第53号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の17ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,117万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億1,757万7千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

15款国庫支出金、1項2目1節保健衛生費負担金、説明欄1の新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金2,577万8千円につきましては、4回目のワクチン接種に対する国からの国庫負担金を受け入れるもので、負担率は10分の10でございます。

次に、2項国庫補助金、1目1節総務費補助金、説明欄1の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,460万円につきましては、食費等の物価高騰等に直面する中で、対象者を課税世帯等に拡大する本町独自の子育て世帯への特別給付金を支給する財源として地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、2目2節児童福祉費補助金、説明欄1の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金600万円につきましては、令和4年度の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し特別給付金を支給する財源として国からの補助金を受け入れるものでございます。また、説明欄2の事務費補助金111万8千円につきましては、特別給付金の支給事務に要する費用への国庫補助金でございます。

次に、3目1節保健衛生費補助金、説明欄1の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金368万3千円につきましては、4回目のワクチン接種等の事務に要する費用への補助金でございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

3款民生費、2項6目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、3節職員手当等12万円から12節委託料120万円につきましては、子育て世帯への生活支援特別給付金を支給するに当たり、職員の時間外勤務手当をはじめ電算システム処理等の事務費を計上したものでございます。また、18節負担金補助及び交付金8千万円につきましては、高校生以下の子供に対し1人当たり5万円を支給する予算でございまして、対象人数は1,600人を見込んでおります。

次に、4款衛生費、1項6目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、7節報償費160万円から12節委託料のうち、説明欄2の接種券作成業務委託料61万6千円までにつきましては、ワクチン接種を実施するに当たり医療機関への接種協力金160万円をはじめ、電算システムの改修費、接種券の作成、郵送代等の事務費を計上したものでございます。また、12節委託料、説明欄3の新型コロナウイルスワクチン接種委託料2,577万8千円に

つきましては、60歳以上の方や基礎疾患のある方など約8,500名を対象に4回目のワクチン接種を実施するため、補正予算をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君）　高校生以下に5万円の給付ということですが、これはもう全員ということで確認してよろしいのでしょうか。町税の滞納者をのけるとかそういうことではないですね。それと、給付はいつになるのかということをお尋ねします。

それから、物価高騰のこととかを言われたんですが、これは全町民ですし、特に年金生活の方が本当に生活が大変になっていると思うんですけれども、子育て世代だけではなくて、そのほかの世代の方に対する支援についてはどのようにお考えでしょうか。以上です。

○議長（中松和彦君）　入倉福祉課長。

○健康づくり福祉課長（入倉哲也君）　ご質問のところの高校生以下全てが対象になるのか、例えば課税、非課税問わず対象に至るかというご質問でございますが、課税、非課税にかかわらず所得制限なしに全ての高校3年生までを対象に給付するものでございます。

それから、支給時期の予定でございますが、本日ご議決賜れば速やかに支給したいと考えておりますが、今後また電算の改修等もございまして、予定としましては7月中には支給をしたいと考えております。

それから、子育て世帯ではなく年金支給者の方にもというようなご質問かと思うんですが、国の施策が子育て世帯を中心とした施策でございますので今回高校3年生までの方、国の施策であれば非課税のみということでございますが、今回全ての高校3年生までの方を対象に1人5万円を支給するものでございます。以上です。

○議長（中松和彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君）　私のほうから少し補足をさせていただきます。

まず、鍋谷議員のいわゆる町税の滞納者という方に対して支給するかどうかというご質問があったかと思いますが、こちらは滞納の有無に関係なく全ての子供さんに対し、一律5万円を支給したいと考えてございます。

それから、2点目になりましょうか、高齢者の方への支援でございますけれども、これにつきましては今後の国の補正予算の動向、あるいは県の動向、それからほかの事業者への支援、そういったものを総合的に勘案いたしまして今後検討していきたいと考えてござ

います。以上でございます。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 土庄町ではどういうふうにされているのか、分かれば教えてください。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 土庄町の財政課長とは話しておりますけれども、土庄町も小豆島町と足並みをそろえて子供さんに5万円を支給するという方向とは伺っておりますが、まだ議会前でございますので、今後また報道等でご確認いただければと思います。以上でございます。

○議長（中松和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第3回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員